

イノベーション創成センター起業支援部門ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの「X線回折装置」の管理及び使用に関する取扱いについて

(趣旨)

第1 この取扱いは、イノベーション創成センター起業支援部門ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）設置のX線回折装置（以下「装置」という。）の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

(装置管理責任者)

第2 装置の保守管理のため、装置管理責任者を置き、本学教員の中からベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長（以下「ラボラトリー長」という。）が指名する。

(使用資格)

第4 装置は、次に掲げる者が使用することができるものとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院生及び研究室配属の学部生
- (3) 研究生・研究員及びこれに準ずる者
- (4) その他ラボラトリー長が適当と認めた者

(使用申込み)

第5 装置を使用しようとする者は、ラボラトリー受付に電話又はメールにより申し込みをし、使用の許可を受けるものとする。

(使用許可の取消し等)

第6 ラボラトリー長は、前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可の条件に違反したと認められるとき、又は管理上支障があると認められるときは、当該使用の許可を取消し、又は当該使用を中止させることができる。

(使用者の心得)

第7 使用者は、本取扱い、使用上のルール及び注意事項を遵守しなければならない。

- 2 使用者は、装置の使用に当たっては、ラボラトリー長及び装置管理責任者の指示に従わなければならない。
- 3 使用者は、承認された目的以外に装置を使用してはならない。
- 4 使用者は、装置の故障あるいは異常を発見したときは、直ちに使用を中止し、速やかにラボラトリー長又は装置管理責任者に報告しなければならない。
- 5 使用者は、事故防止に十分注意を払わなければならない。
- 6 使用者は、装置の使用について、所定の使用簿に必要事項を記入しなければならない。

(損害賠償)

第8 使用者は、その責に帰すべき事由により、装置を滅失、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、装置の使用により受けたあらゆる障害を自己責任によるものとし、損害・傷害賠償責任を請求しない。

(受益者負担)

第9 使用者は、装置の使用に係る費用(以下「使用料」という。)を負担しなければならない。

ただし、ラボラトリー長が特に必要と認めたときは、その一部又は全部を免除することができる。

2 使用料は、ラボラトリー長が別に定める。

(雑則)

第10 この取扱いに定めるもののほか、装置の管理及び使用に関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。